

仕様書

1 委託業務名

微小粒子状物質(PM2.5)成分測定業務

2 目的

本仕様書は、大気汚染防止法第22条に基づき微小粒子状物質(PM2.5)成分測定を実施するにあたり、必要な業務の内容を定めるものである。

3 委託業務の内容

市内1地点において、環境大気中の微小粒子状物質(PM2.5)のサンプリング及び成分測定を行い、その結果を報告書に取りまとめる。

4 委託期間

契約締結日の翌開庁日から令和9年3月31日まで

5 調査場所

大津市本堅田三丁目(堅田局)

6 調査回数及び時期

下記の環境省推奨試料捕集期間において各期間に1回ずつ、合わせて年4回実施する。

春季: 令和8年 5月14日(木)～ 5月28日(木)

夏季: 令和8年 7月23日(木)～ 8月 6日(木)

秋季: 令和8年10月15日(木)～10月29日(木)

冬季: 令和9年 1月21日(木)～ 2月 4日(木)

- ・試料採取は「大気中微小粒子状物質(PM2.5)成分測定マニュアル(環境省)」に基づいて行うこと。また、採取時に調査地点の写真を撮影すること。
- ・採取に必要な機材については、すべて受託者が準備すること。
- ・毎季の調査ごとに、最後に採取する試料は二重測定とすること。

7 調査項目及び分析方法

別表「調査項目及び分析方法」のとおり。

採取時の毎正時の気象条件(天候・気温・湿度・風向・風速・気圧・降水量)のうち気圧と降水量については、近隣気象台のデータを引用することも可能とする。ただし、引用する場合は報告書に引用元を明記すること。

8 提出物

業務実施にあたっては次の書類を提出すること。

(1) 契約締結時

- ① 計量証明事業登録証(濃度)の写し

(2) 業務着手時

- ① 着手届
- ② 業務計画書(作業主任者届、分析体制表を含む。)

(3) 中間報告時

次の書類1部を毎調査終了日から6週間以内に提出すること。

- ① 調査結果(分析結果報告書)
 - ・調査結果概要
 - ・精度管理結果
 - ・測定データ
 - ・環境省「PM2.5 成分測定結果報告様式」(最新版)に基づく調査報告書(様式については別途大津市より提供する。)
- ② PM2.5 サンプラー点検記録

- ③ 分析作業実施記録
- ④ 試験結果成績書(計量証明書)
- ⑤ 毎調査時の機器・器具類の設置状況を示す写真

(4)最終報告時(業務完了時)

年間結果として(3)①をとりまとめ、1部を提出すること。

また、別に測定データ(Excel でサポートされているファイル形式)を提出すること。

9 その他

(ア)再委託について

本委託調査に係る試料採取については、再委託を禁止する。

本委託調査に係る試料測定を再委託する場合は、再委託先を計量証明事業所(大気関係)とする。なお、再委託する場合は、再委託先の計量証明事業登録証(濃度)の写しを提出すること。

(イ)報告値の取り扱いについて

報告値は大気換算したものを報告すること。

(ウ)本仕様書に定めない事項について

本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は市と受託者で協議し決定すること。

別表 調査項目及び分析方法

| 測定項目 | | 分析方法 | |
|--------|--|------|---|
| 質量濃度 | | | |
| イオン成分 | 硫酸イオン 硝酸イオン 塩化物イオン ナトリウムイオン | | カリウムイオン カルシウムイオン マグネシウムイオン アンモニウムイオン |
| 無機元素成分 | ナトリウム アルミニウム ケイ素 カリウム カルシウム スカンジウム チタン バナジウム クロム マンガン 鉄 コバルト ニッケル 銅 亜鉛 | | ひ素 セレン ルビジウム モリブデン アンチモン セシウム バリウム ランタン セリウム サマリウム ハフニウム タングステン タンタル トリウム 鉛 |
| 炭素成分 | 有機炭素(OC1、OC2、OC3、OC4) 元素状炭素(EC1、EC2、EC3) 炭化補正值(OCpyro) | | 大気中微小粒子状物質 (PM2.5)成分測定マニュアル (環境省) 及び 大気中微小粒子状物質 (PM2.5)成分測定暫定マ ニュアル(改訂版)(環境 省) |